

北本市観光協会ホームページ広告掲載者募集要項

1. 概要

この要項は北本市観光協会ホームページ広告掲載者の募集に関する必要な事項を記したものである。

2. 募集・提出期間

広告掲載申込者は広告掲載希望月の 20 日前までに、北本市観光協会へ広告掲載申込書及び下記必要書類を提出し、広告掲載可否の通知を受けた後、広告掲載月の 10 日前までに掲載料を北本市観光協会へ納付する。

3. 掲載期間

- ・平成 27 年 7 月から平成 28 年 7 月までの 1 年間
- ・1 ヶ月単位または連続での掲載も可能
- ・掲載の場所については北本市観光協会にて調整を行う

4. 広告の大きさ及び 1 ヶ月あたりの掲載料

- ・広告はバナー広告とし、掲載規格及び掲載料は次の通りとする。

種類	規格	掲載料（消費税及び地方消費税相当額を含む）
A 枠	縦 75 ピクセル×横 245 ピクセル	会員：3,000 円 非会員：6,000 円
B 枠	縦 185 ピクセル×横 245 ピクセル	会員：5,000 円 非会員：10,000 円

- ・GIF、JPEG 形式

5. 応募資格者

公社、公益法人およびそれに類する業者、観光協会会員及び北本市内を中心とした業者、その他、北本市観光協会会長が認めるもの

6. 掲載できる広告

次のいずれにも該当しない広告が掲載できます。

- (a) 北本市観光協会の公共性・中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (b) 政治活動、宗教活動、個人の宣伝に関するもの
- (c) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (d) 社会問題等についての主義主張（意見広告）
- (e) 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- (f) その他広告として掲載することが妥当でないと北本市観光協会が認めるもの

- ・その他基準や詳細については次の要領を遵守
「北本市観光協会ホームページ広告掲載要領」

7. 提出書類

- (a) 北本市観光協会ホームページ広告掲載申込書
- (b) 広告のデザイン案（申込者が作成しデータを CD 等で提出）
- (c) 事業の概要がわかるもの
- (d) 資格・免許を必要とする業種については、それを証明する書類の写し

※ (c)・(d) については初めてお申込をされる場合

8. 申し込み方法及び掲載までの流れ

- (1) 北本市観光協会ホームページ広告掲載申込書を提出
- (2) 広告デザイン案の提出
- (3) 審査の後、掲載の可否を通知
- (4) 広告掲載料の納付
- (5) 広告の掲載

9. その他

広告掲載者がバナー広告をご自身で用意できない場合は、北本市観光協会にて作成します。また、その際は掲載料とは別途、制作費として 5,000 円（消費税込）頂戴します。